

## 省エネルギー診断の実施について

平成 28 年 5 月 13 日  
地球温暖化対策推進本部  
幹事会申合せ

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、関係府省庁による省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）の実施について以下のとおり申し合わせる。

### 1. 基本的な考え方

庁舎等において効率的かつ効果的に排出削減対策・省エネルギー対策を進めるためには、専門家による助言を受け、それを基に取り組むことが重要である。

そのため、関係府省において、その庁舎等施設の省エネ診断を実施する。診断結果に基づき、まず、エネルギー消費機器や熱源の運用改善（運転条件の変更等）を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ、費用対効果の高い合理的なハード対策を計画し、実施する。

また、1施設当たりの診断に要する費用を抑えつつ、可能な限り多くの施設において実施するものとする。

### 2. 省エネ診断の実施方法

#### （1）担当技術者要件、診断項目等

○担当技術者要件、診断項目等は国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針に定める「省エネルギー診断」によるものとする。

○関係府省において統一的に省エネ診断を実施するため、環境省は仕様書の雛形を作成し、関係府省の施設管理者はそれを参考にして業務発注を行う。

※運転・監視業務を業務委託し、技術員が常駐している施設では、診断を庁舎

管理業務の一環として行うことも考えられる。ただし、この場合においても、担当技術者や診断項目等はグリーン購入法の基本方針に定めるとおりとする。

## (2) 省エネ診断受診の対象施設、段取り

省エネ診断の実施には一定の費用及び期間を要することから、効率的かつ効果的に診断を実施していく必要がある。

このため、多種多様なエネルギー消費設備を有する等、小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な庁舎から診断を実施することが適当であり、具体的には次の段取りにより省エネ診断を実施していく。

(第1段階) 関係府省が、2017年9月末までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。(ただし、2012年度以降に診断済みの施設を除く)

- ・ 霞が関中央官庁舎のすべて
- ・ 50,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な地方官庁舎のすべて

(第2段階) 関係府省が、2018年度から2019年度までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。(ただし、2013年度以降に診断済みの施設を除く)

- ・ 10,000 m<sup>2</sup>以上 50,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁舎のすべて
- ・ 10,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁舎から抽出<sup>1</sup>された施設用途別の代表的な施設

### 3. 省エネ診断の結果の活用方法

- (1) 関係府省は、庁舎の運用改善により実施可能な対策については、速やかに実施する。
- (2) 関係府省は、設備改修等を行う場合には、インフラ長寿命化計画の個別施設計画による改修時期を参考として、実現可能性の高い対策の実施計画を策定し実施する。
- (3) 関係府省は、省エネ診断の受診により得られた知見について、分析・整理し、他の庁舎等における対策に活用するよう努める。

<sup>1</sup> 環境省が抽出し、関係府省と協議して、2016年度中に選定する。